（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為、附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）の施行後にした行為並びに附則第六条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第三条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十一条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（船員職業安定法の一部改正）

第十二条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第五項中「第百十八条の四第三項」を「第百十八条の六第三項」に改め、同条第六項中「第百十八条の三」を「第百十八条の六第一項」に改め、同条第七項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に改め、同条第九項中「及び第百十二条第一項」及び「、第百十二条第二項」を削り、「第百十八条の四第四項」を「第百十八条の六第四項」に、「第百一条第二項に規定する場合」とあるのは「」を「船員労務官は、第百一条第二項」とあるのは「船員労務官は、」に、「第百十三条第一項中」を「第百十二条第一項中「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令」とあるのは「労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同条第二項中「船舶所有者又は」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）又は」と、同法第百十三条第一項中」に、「第百十八条の四第一項」を「第百十八条の六第一項」に改め、同条第十項中「第百十八条の三」を「第百十八条の四」に改める。

（内航海運業法の一部改正）

第十三条　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第十九条の五第一項（人の運送をする貨物定期航路事業に係る部分を除く。）及び第二項並びに第二十条第一項及び第三項（」を「第二十条の二第一項及び第二項の規定並びに同法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削る。

（内航海運組合法の一部改正）

第十四条　内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「同法第二十一条」を「同条第九項」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第五号中「もつぱら」を「専ら」に、「港湾運送事業法第三条各号」を「同法第三条各号」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十五条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十三号中「船舶運航事業の許可」の下に「又は登録安全統括管理者若しくは登録運航管理者講習機関の登録」を加え、同号㈡中「又は同法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可」を削り、同号に次のように加える。

㈢　海上運送法第二十一条第一項（旅客不定期航路事業の許可）の旅客不定期航路事業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数　一件につき九万円
㈣　海上運送法第三十二条の二十六（登録安全統括管理者講習機関の登録）の登録安全統括管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円
㈤　海上運送法第三十二条の四十第一項（登録運航管理者講習機関の登録）の登録運航管理者講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

別表第一第百三十六号中「若しくは操縦免許証更新講習」を「、操縦免許証更新講習若しくは登録特定操縦免許講習機関」に改め、同号㈥を同号㈦とし、同号㈤の次に次のように加える。

㈥　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二十五（登録特定操縦免許講習機関の登録）の登録特定操縦免許講習機関の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円

第十六条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

第三十四条の五第四号中「の一般旅客定期航路事業の許可」の下に「又は同法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録若しくは同法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録」を加える。

別表第一第百三十三号中「許可又は」を「許可若しくは登録又は」に、㈡の規定による海上運送高度化実施計画」を「以下この号において同じ。）の規定による海上運送高度化実施計画」に、㈦の規定による地域公共交通利便増進実施計画」を「以下この号において同じ。）の規定による地域公共交通利便増進実施計画」に、「当該許可」を「当該許可とみなし、同法第二十条、第二十七条の十九又は第三十五条第一項の規定により貨客定期航路事業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項の規定による海上運送高度化実施計画の認定、同法第二十七条の十五第二項の規定による地域公共交通利便増進実施計画の認定又は同法第三十条第三項の規定による新地域旅客運送事業計画の認定はこれらの登録」に改め、同号㈡中「第十九条の三第一項」を「第十九条の六第一項」に改め、同号㈤を同号㈧とし、同号㈣を同号㈦とし、同号㈢を同号㈤とし、同号㈤の次に次のように加える。

㈥　海上運送法第二十二条第一項（一般不定期航路事業）の一般不定期航路事業の登録	登録件数　一件につき一万五千円

別表第一第百三十三号㈡の次に次のように加える。

㈢　海上運送法第十九条の七第一項（対外旅客定期航路事業の登録）の対外旅客定期航路事業の登録	登録件数　一件につき九万円
㈣　海上運送法第二十条第一項（貨客定期航路事業）の貨客定期航路事業の登録	登録件数　一件につき一万五千円

（外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律の一部改正）

第十七条　外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ」を削り、同条第五号中「第二条第九項」を「第二条第十二項」に改める。

（外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正）

第十八条　外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第二条第七項」を「第二条第十項」に改める。

（外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の一部改正）

第十九条　外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「（日本」を「及び対外旅客定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの並びに日本」に、「同法による対外旅客定期航路事業」を「もの」に改め、同条第二項第四号中「一般旅客定期航路事業」の下に「又は対外旅客定期航路事業」を加える。

第六条第二項中「第八条第一項後段」を「第七条第一項後段」に、「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める。